

第56回鴨川府民会議

日 時 令和4年6月17日(金)

午後 1時35分 開会

午後 4時08分 閉会

場 所 京都ガーデンパレス 2階 「葵」

[午後 1時35分 開会]

1 開 会

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

ただいまから第56回鴨川府民会議を開催いたします。

私、本会議の事務局を務めております京都府河川課の藤田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、事務局から新メンバーの御紹介をさせていただきます。

先代二條雅莊家元を継承されまして、新たなメンバーとして二條雅瑛家元が参加されておられます。

○二條

今回からメンバーに加わらせていただきました二條流の二條雅瑛と申します。

昨年の10月に父から二條流の家元を引継ぎいたしましたので、その関係で今回のメンバーにも加わらせていただいたということになります。浅学でございますが、どうぞよろしくをお願いいたします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

また、本年度の人事異動により、行政メンバーの金森京都市河川整備課長、井上京都土木事務所長が新たに参加されておられます。

○金森（京都市河川整備課長）

お世話になっております。京都市河川整備課長の金森でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○井上（京都府京都土木事務所長）

お世話になります。5月1日付の人事異動で京都土木事務所に赴任をいたしました井上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

なお、本日は、坂下様、澤様、田中真澄様、中村様が御欠席という御連絡を受けております。また、川崎副座長様が他の学会との時間調整により遅参されると伺っております。

なお、そのため、次第の（2）の令和4年度鴨川等における橋梁工事等について関わって、議題の（2）を議題の（6）の鴨川オオバナミズキンバイの駆除活動の終了後に、議題の順序を変更させていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

次第、配席図、委員名簿。資料1としまして、令和4年度の鴨川等の整備について。資料2、令和4年度の鴨川等における橋梁工事等について。資料3、鴨川サインに関するアンケート調査について、その参考資料。資料4、京都市美化推進条例の取組について。資料5、鴨川納涼2022・京の七夕について。資料6、鴨川オオバナミズキンバイの駆除活動について。資料7、鴨川四季の日について。その他の資料といたしまして、鴨川三条―四条大橋のゴミ回収の記録等の写真の記録、あと、写真の展示会の御案内、最後に、鴨川納涼床協同組合様の資料がございます。過不足等ございませんでしょうか。

それでは、以上、事務局から議事に入りたいと思います。

それでは、座長でございます金田座長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議 事

○金田座長

金田でございます。よろしくお願いいたします。入っておりますかね、これは。

梅雨に入ったということですが、早速梅雨の晴れ間のような天気になりまして、雨が苦手な人間にとりましては何よりなんですけれども、それは個人的なことでございますが、鴨川はやっぱり雨になると特に気をつけないと駄目なところ、点でもございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、議事はかなり多いほうなんですけれども、順番にお願いしたいと思います。

まず最初に、議事の1番目、令和4年度の鴨川等の整備についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○樋口（京都府京都土木事務所河川砂防課長）

失礼いたします。京都土木事務所河川砂防課長をしております樋口と申します。

私のほうから、令和4年度の鴨川の整備について御説明いたします。座って説明のほうさせていただきます。

では、お手元の資料1を御覧ください。

今年度に予定をしております鴨川の整備の主な内容は7つございまして、鴨川・高野川の地図にそれぞれの位置と整備の内容を記載させていただいております。

絵の左上から順番に御説明します。

まず1つ目、①でございますが、柘野堰堤の上流において、堆積土砂の撤去を予定しております。こちらは、鴨川の中州管理の一貫として実施するものでございます。中州の管

理については、一昨年、令和2年6月の府民会議におきまして、過去10年間の中州管理の総括と、今後の10年を見据えた取組の方向性について河川課から説明をさせていただいております。その中では、堆積状況と治水安全度を勘案し、まずは現状において計画高水流量に余裕のない区間の撤去を行うこと、また、上流から供給される土砂を柘野堰堤でも捕捉する、食い止めることで下流への堆積を抑制すると、こういった考え方をお示ししております。昨年度までに、直ちに撤去が必要な区間の工事は終えておりまして、今年度は柘野堰堤の上流の堆積土砂を一部撤去しまして、今後の出水時に土砂をためるようなスペースをつくりまして、下流への土砂流出を抑制したいと考えております。

次に、2つ目は、出町橋から出雲路橋までの間、右岸側で予定しております園路の舗装でございます。鴨川の園路は、主に土系の舗装で従前整備しておりましたが、降雨によって水みちができて掘れたり、わだちができた等々で通行に支障が出ていることから、耐久性の高い透水性高炉スラグ舗装というものに更新を行っております。昨年冬から今年の5月にかけて、二条大橋から賀茂大橋までの間の舗装工事を実施しました。今年度は引き続きまして、出町橋から出雲路橋までの約1キロ、この区間の舗装工事を実施することとしております。

続いて、3つ目、絵の左下になりますが、三条大橋下流右岸に設置予定の河川情報発信施設の整備でございます。この河川情報発信施設の設置については、昨年12月の府民会議で計画をお示ししたところですが、通常時、平常時は鴨川の歴史や河川利用のマナー等の啓発を行いまして、緊急時、出水時には防災情報を発信しようとするものでございます。現在、画面を制御するシステムの構築、設計を進めておりまして、今後工事を発注し、年内をめどに整備を完了したいと考えております。

次に、絵の右上に行きまして、4つ目でございます。葵公園の整備でございます。高野川との合流点、出町にほど近いところにあります葵公園につきましては、明るく開放的な空間につくり変えるということで、平成30年8月に策定した鴨川公園（葵地区）整備計画、これに基づき再整備を行っているところです。令和2年の冬から樹木の整備に着手しまして、現在も園内の造成や広場整備等の工事を実施しておりまして、今年度も引き続き、仕上げに向け園路の舗装や植栽、修景施設等の工事を行いまして、一定年度内の完成を目指しているところでございます。

続きまして、⑤団栗橋下流左岸での護床工の再整備でございます。写真で御覧いただきますように、石張りの護岸の下に十字型のブロックが傾いている様子がお分かりいただけ

るかと思じます。こうしたブロックは出水時に河床や、特に護岸の足元が洗掘されることで、護岸が壊れにくいように予防的に設置したのですが、度重なる出水により、川の中ほどがより洗掘されまして、このような状態になったものでございます。現地にブロックは200個ほどございます。延長にして130メートルほどございますが、今年度再設置の工事を行うこととしております。

次に、⑥塩小路橋下流左岸の護岸補修でございます。こちらにも既存施設の維持・補修工事になります。写真では小さくて少し見づらいかと思じますが、石張りの護岸の水面近くの石が一部抜け落ちた状態になっております。延長は約10メートルほどございますけれども、こちらにも今年度出水期明けにはなりますが、補修工事を実施いたします。

最後に、⑦京川橋から下流、桂川との合流点までの区間の河川改修工事でございます。鴨川の整備のメインとなる内容でございます。鴨川の河川改修については、平成22年1月に策定した鴨川河川整備計画、これに基づき、七条大橋から桂川合流点までの築堤区間において、おおむね30年に1回起こり得る降雨による洪水を安全に流下させるための改修を進めております。近年では平成25年の台風18号による出水により、京川橋、鴨川の最下流に架かる橋ですが、その下流左岸側で越水をし、鳥羽地区に、広範囲に及ぶ浸水被害が発生したこともありまして、その後改修を加速化させているところです。改修工事の内容は、主に河道を掘削し、河川断面を広げると。また、同時に、護岸を整備すると。また、越水のあった左岸側の堤防は補強を行うものでございまして、今年度も引き続き、右岸側では西高瀬川との合流点下流の護岸整備を行いまして、左岸側では下流から順次進めております護岸整備を上流の京川橋に向かって進めてまいります。

鴨川の整備に係る私からの説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、何か御質問などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○平井

平井でございます。よろしく申し上げます。

昨年来、鴨川のごみの問題と、あと、景観の問題、看板の問題等々あるんですけれども、③の三条大橋下流右岸で現在実証実験が行われていると聞いております。3基のライトがもう既に設置されていて、それは人々が集まってそこで夜間ごみはかなり集積する、コロ

ナ禍であってもテイクアウトでかなりのごみの量があるという形で、かなり問題になっている箇所であります。三条大橋下流右岸のここで、ここはまさに人々が集まって、ごみがたまる場所でありまして、その実証実験の成果がどうなっているのか、その実証実験を基に、じゃ、パネルをつけるんだったらどういうふうにしようとしているのか、その辺の流れというものがちょっと見えにくいなと思っています。

令和4年度整備予定内容ということで、「鴨川・高野川」というタイトルなんですけれども、これらは土木事務所さんのどういった予算でされているのか。「高野川」とあるんですけれども、高野川で改修が必要なところは④の葵公園のところのみという形で、その辺、「鴨川・高野川 令和4年度整備予定内容」というタイトルで御説明いただいたんですけれども、まず、③の三条大橋の実証実験がその後どうなっているのか。あと、高野川は、じゃ、どういうふうに、今回は、4年度も特に整備は行われないのか。あとは、予算の問題。特に鴨川のみで特化された予算のつけ方はされていないと前任の担当者からは聞いておりますので、全体の鴨川・高野川の整備にかかる予算とか計画とかという概要について、さきの③、④の問題等、御説明いただきたいと思います。実際に……。

○金田座長

今御質問いただいていますけど、予算はここでの話題にはなりませんので、予算に関しては結構でございますが、モニタリングをどうのこうのというところのプロセスについては若干補足説明をお願いできればと思います。お願いします。

○中村（京都府建設交通部河川課参事）

河川課参事の中村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今、平井委員からの御質問なんですけれども、③の三条大橋のところの情報板、これと、照明の実証実験ということなんですけれども、まず、実証実験につきましては、今年の3月に設置させていただきまして、まだ日もたっていないということで、今はまだその状況を確認している最中でございます。また、一定期間がたちまして、どれだけの効果が出たかとかいうところの検証は今後していきたいと思っていますし、一定整理できた段階で御説明したいと思っております。

それと、この情報板のことなんですけれども、照明施設との関わりということなんですけれども、特にこれとの関わりというよりは、この情報板というのは、鴨川の河川整備計画、また、その中の鴨川整備プランという、より詳細な計画の中で、いろんな位置付けをしている中の1つと考えております。鴨川ギャラリーのそういったところの箇所でもあり

ますし、ただ、河川幅が狭く、河川断面が厳しいところなので、そういったところの確保で、ほかの箇所比べて設置がなかなか難しいところもありまして、できればこういった形の情報板で、そういった機能も兼ねさせてもらいたいというところと、また、前回の3月の鴨川府民会議でもありましたように、ごみ問題、ずっと過去から続いているんですけれども、その一環のごみの啓発活動の1つとしての情報、そういったところも流せたらいいかなということで思っています。

一応今年度末までに何とか整備をしたいということで考えていますけれども、今まだ中身については検討中でございます。また、前回平井委員からもいろいろ御指摘があったところのことも、標識の数とか、いろいろ課題もあります。そういったところも整理しながら、何とかこの鴨川のいろんな課題に対応できるようなこういった装置をつけたいなということで考えております。またこれにつきましても、今設計中ですので、ある程度の成果が出てきたときに御説明させていただきたいなと思っております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

○樋口（京都府京都土木事務所河川砂防課長）

すいません。

○金田座長

どうぞ。

○樋口（京都府京都土木事務所河川砂防課長）

先ほど平井様のほうから、ネーミングといいましょうか、「鴨川・高野川」となっているよとか、そういった御指摘がございました。そのとおりでございます。鴨川と高野川、共通したものとして議論をいただくわけなんですけども、今回、整備メニューとして挙げましたのは鴨川のメニューだけになっております。ただ、この中身には表現しておりませんが、高野川でも一定整備はありまして、例えば上流域での維持補修的な内容はございます。ただ、取り立てて大きな中身ではなく、原形に復するという内容でございますので、今回は割愛させていただいております。鴨川等と、鴨川と高野川という意味で議題のほうもさせていただいておりますけども、そのあたり、御理解いただければと思います。

○金田座長

ありがとうございます。藤井委員、どうぞ。

○藤井（正）

③の三条大橋下流右岸の河川情報発信施設ですけども、私は三条大橋の橋の上からでも見られるかなと思っておったんです。これは川の土手まで行かな見られんのですか。

○金田座長

そのように理解しています。

○藤井（正）

僕は土手まで降りることがない。よく橋の上は歩くんですよ。橋の上からこれが見えるのかなと思っておったんです。

○金田座長

いや、橋の上からは見えないと思います。

○藤井（正）

見えないんですか。

○金田座長

はい。

○藤井（正）

土手まで行かな見えんのですね。

○金田座長

はい。

○藤井（正）

何か僕、昔、河川のこと以外にも情報を入れてくださいとお願いしたんやけど、それ、僕、道を歩いていても、橋の上を歩いていてもこれが見られると思ったんです。すいません。見えないんですね。

○金田座長

橋の上のほうは通行の問題がございますので、またいろいろと、後ほど2番目の議題、後ろに回させていただいておりますが、三条大橋のデザイン等につきましても御報告を聞いて、もし御意見があれば承るということになろう……。

○藤井（正）

土手の人、土手まで降りなかったら、この看板は見れへんのですね。

○金田座長

そうです。

○藤井（正）

そうですか。僕、歩いていても見られると思ったんです。すいません。

○金田座長

ほかにいかがですか。はい、どうぞ。

○戸田

①の柘野堰堤の上流の土砂撤去についてお聞きしたいんですが、これ、非常に大きな課題で、今年度こういう形で撤去を進められるのは大変ありがたいんですが、今年度だけというわけには多分いかないと思うんですよね。来年度以降どのような御計画で、どの程度の土砂を撤去されようとされているのか、ある程度計画があれば教えていただけるとありがたいです。

以上です。

○金田座長

お願いします。

○樋口（京都府京都土木事務所河川砂防課長）

土砂撤去でございますけども、以前府民会議でも一定の御説明をさせていただきますけども、柘野堰堤の上流で食い止める、そのことが下流への影響を少なくするんじゃないかということやるんですけども、これ、一旦今年度で試行的にさせていただいて、実施後はその効果も検証しつつ、今後も継続的にやるのがいいのかということも検討していきながら進めていきたいなと思っております。

工事規模といいましょうか、土砂量なんですけども、掘削する量なんですけど、まだこれから設計を進めますので、具体的に細かいことは難しいんですけども、大体のボリュームにして4,000立米ぐらいの土を出せないかなということで今のところ考えております。

○戸田

分かりました。ありがとうございました。

○金田座長

それじゃ、どうぞ。

○西山

失礼します。西山です。

私は③の三条大橋下流右岸にあるやはり河川情報発信施設について質問があつて言わせていただきます。これ、まず、この場所って今写真を初めて、来たときに見ていて、一

番ごみがたまるというて、いつも写真で写っている場所だなどと思って、下に棒、これ、イメージ図やと思うんですけれども、棒1本で立つってすごい人がまた集まってきて、何かされたりせえへんかなというのがやっぱり心配やなど思ったり、ここにまた人が集まることによって、ごみがたまったりというので、またどんな問題が起こるのかなというのがすごく心配になりました。

お話、毎回、前回は聞いたと思うんですけれども、何か洪水時とかいろんなことがあるときに、ここでまた情報発信しますとおっしゃっていたと思うんですけれども、私が思うに、危ないよというときは、珉珉の前辺りのところで黄色いキープアウトのテープを張られて、中に入れへんような状態に私、朝起きたらなっていることが多いと思うんです。キープアウトを張って中に入れへんのに、どの人に対して映しているのかなというのは、前に発表されたときも、私、ずっと思っていたんですよ。今回こういうので写真を見て、具体的にこういうイメージ図を見て、やっぱりキープアウトをしてはる中で、誰が見るんやろうとか、誰に発信しているんやろうというのがあるので、もし移動可能であれば、入らる前の、珉珉さんの出てきた石のところの入るところとか、何かもっとほかに場所があるんじゃないかなというのを、すごく実際にこういうのを見て今思いました。

以上です。

○金田座長

何か事務局のほう、ありますか。お願いします。

○樋口（京都府京都土木事務所河川砂防課長）

この河川情報板でございますが、平常時は鴨川の歴史云々と申し上げましたけども、やはり高水敷というのは、ふだんは広く利用されているわけですけども、大雨が降ったら、つかるところですよというのが肝腎なところです。過去に、1時間に135センチだったかな、そんな水位の上昇があったという経験もあります。高水敷を利用されるのはいいんですけども、水位が上がるときについては、いち早く避難していただく、あるいは警戒していただくというのが主な発信ということで、例えば気象情報であるとか、それから、気象庁との連携、河川管理者の共同で洪水予報というのをやっておりますけども、そういったものを発信することで、早めの警戒、避難を呼びかけるということがあるのかなと。実際もうこれ、危ないよとなったら、当然通行止めの措置はするんですけども、河川のふだんの利用者に対してそういった発信ができないかなということがございます。そして、それは年間を通じて何日あるか分かりませんが、また、通常時は鴨川にちなんだいろんな発信が

できればなということ考えております。

○金田座長

ほかに御質問。お願いします。

○平井

平井です。

③の問題については、まず、実証実験がどのようにこの情報発信施設と連携していくのか、実証実験をしている成果がこういうふうには、情報発信施設とどう連携していくのかということも重要だと思いますし、私自身、実証実験も、夜間に何度か見に行きました。そしたら、すごいです。外国の方が集まってきて、そこで飲んだり食べたり。すごく明るくなりましたから、そこにもうみんな、虫が光に寄っていくように、かなりすごいたまり場になっていて、3つの電灯があるだけでこれだけ人が集まるのかと、何度かそういう現実を見ております。

この実証実験、早く結果を出してほしいな、あるいは、すぐに撤去してほしいなというのが本音なんですけれども、それで、今年度整備予定という形で、情報発信施設と来るわけなんですけれども、これの後に三条大橋のデザインが決まったということで、ちらっと今デザインの写真等を見ていたんですけれども、すごくライトアップもされるし、歴史・文化都市の京都にふさわしい上品かつ流麗な橋のつくりになっているんじゃないかなと思って、そのデザイン性には、これぞ京都と思うんですけれども、その橋のたもとに、こんなテレビを置かれたら、もう台無しですよ。そこで、情報発信だ、警戒だとかとって、上からも見られないし、これ、川に向かって発信していますよね。これでは橋がこれから皆さんが集まる施設になるというところですよ。すごく話題になる美しいデザインが完成したのに、これが1本あるだけですごい景観を損ねて、しかも、夜間、横の橋はライトアップされるのに、ここはまた違うライティングがされて、外国人の方々の夜のたまり場になってしまうことになってしまったら、ちょっとどうなんですかという、この発想自体、もう1回きちんと、実証実験も踏まえて早急に検討し直していただきたいなと思います。

○金田座長

特に三条大橋下流右岸の施設につきまして、いろいろな意見をいただいておりますけれども、今、実証実験をしておられるということですので、いずれ改めてこの会の場で報告をしていただこうと思います。本日これを、今まだ途中の段階でこれ以上議論しても、複雑になりまして分からなくなりますので、先送りをさせていただきたいと思います。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

すいません、河川課の藤田と申します。

先ほど藤井メンバー、西山メンバーがおっしゃっておられたように、川に向いて見えるだけかというお話もあったのかもしれませんが、第54回のこの会議において、柱の出る点も京都市の景観行政に合わせて工夫もしたい、照度も考えたいということも、川崎副座長からも御発言いただいておりますところでございますし、検討もこれからできるのではないかと、ということで、まだ検討段階であると理解しております、今後の検討で工夫がどのように進むか、川崎副座長は、この後お見えになられます。三条大橋のデザインなどの中でまたお話しただけならなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○金田座長

それでは。

○杉江

ちょっとだけ。今、西山委員からですか、ちがう、平井さんですか、言われたのは。実証実験ということで、ライト3基、確かに点灯していただいておりますけども、つけたときは、数日はやはりごみの量というのは極端に減りました。それと、今おっしゃっていた外人グループは、これはもうレギュラーです、はっきり言うて。手前どもの会員も、早朝、2時半頃から全部掃除しておりますけども、特に先だつての清掃活動で、スロープあたりの除草関係をやって、かなりきれいになった途端に、ごみが全くなかったというのが数日ありました。だから、これからですよ。特にプランターで花を置いたりして、人の心に訴えていこうというのが狙いなんですけども、そんな急に電気をつけたからというて、一斉ごみがきれいになるというのはまずないですよ。1つの手段ですよ。だから、次から次、やはり鴨川の唯一の玄関口ですよ、あっこは、大きなね。だから、そこを、今の橋もきれいになる。その周りの環境もよくなる。ということは、鴨川に来る人が、ここにはごみを捨てたら駄目やというのは、結構やっぱり時間がかかると思います。その結果、これは基本的に早いこと解決しようと思ったら、それこそ罰則で、警察の力を借りて検挙してもらおうとかいう形があるかもわからんけど、やっぱりそんなもんやないと思うんですよ。やっぱり優しく、みんなが気持ちよく、鴨川は散策できるとか、利用できるとか、そういう雰囲気は僕は大事やと思っています。ですから、費用対効果云々というのはまだまだ先の話ですよ、それは。人の心に訴えるのがまずと違いませんか。

以上です。

○金田座長

いろいろな御意見をいただいております。この件につきましては、また御報告をお願いしたいと思います。

それでは、先の議事に進めたいと思うんですけれども、この番号のままでは（３）の鴨川サインに関するアンケート調査についてです。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

説明者は京都土木事務所、京都女子大学の学生さんです。少々お待ちください。

○安井（京都府京都土木事務所河川砂防課課長補佐兼第一係長）

すいません、京都土木事務所河川砂防課の安井と申します。よろしくお願いいたします。

また、本日は、鴨川サインに関わっていただいております京都女子大学から、近藤さん、上田さん、松下さんに出席していただいております。

それでは、議題（３）の鴨川サインに関するアンケート調査について報告させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元資料３及び資料３参考資料を御用意ください。

まず、アンケート調査の概要につきましては、実際にアンケート調査を実施していただいた京都女子大学さんのほうから御説明をしていただきます。よろしくお願いいたします。

○上田（京都女子大学）

御紹介に預かりました京都女子大学の上田です。

それでは、説明をいたします。

鴨川沿い各種表示に関するアンケート調査を、京都女子大学とオリエンタルコンサルタンツさんと共同で実施いたしました。

まず、アンケート調査の概要を御説明いたします。

資料１を御覧ください。資料一番上の表を御覧ください。

本調査は、京都女子大学が作成した鴨川沿い各種表示のデザイン案によって意図したメッセージが正しく伝わるかを、日本人、外国人を含む鴨川利用者を対象に評価いただき、最終案を決定することを目的に実施いたしました。

なお、御回答に関しては、鴨川府民会議委員の皆様にも多大な御協力を賜りました。

○松下（京都女子大学）

調査は、紙媒体及びGoogleフォームの２種類で実施いたしましたが、調査内容は

両方法とも同じです。日本人対象のアンケート調査では、主に4月22日の午前7時から午後3時にかけて、北山大橋付近の川縁で、対面で行い、また、鴨川府民会議の皆様には郵送で調査の御協力をいただきました。外国人対象のアンケート調査は、G o o g l eフォームでの配付に加え、5月29日の午前9時から午後3時にかけて、鴨川デルタでの調査用紙を基にした対面でも実施いたしました。日本人回答者からは162票、外国人回答者からは36票、計198票を得ることができました。

○安井（京都府京都土木事務所河川砂防課課長補佐兼第一係長）

すいません、先ほどのアンケートの結果につきまして、それでは報告させていただきます。

まず、それぞれ、鴨川に馴染む看板はピクト案、鳥獣戯画案のどちらがよいかとの質問に対しまして、調査総数198に対して、ピクト案は56.1%、約111票、鳥獣戯画案は43.9%、87の方が回答されたという結果になっております。

なお、それぞれの調査対象、鴨川の委員の皆様、鴨川の利用者の方、また、外国人の方、それぞれの内訳につきましては、参考資料1ページに内訳を載せていただいております。その結果は、ほぼ、それぞれ同じような結果となっております。

また、それぞれの案を選ばれた方の御意見を載せております。ピクト案では、分かりやすい、ぱっと見て見やすい、シンプルで良いなどの意見があり、鳥獣戯画案では、京都らしい、遊び心があってよい、好み、鴨川に馴染むとの意見がありました。そのほかの意見につきましては、参考資料の2ページ、3ページに記載させていただいております。

次に、それぞれの案を選ばれた方に、個別の看板デザインについて、分かりやすさなどについてお聞きしております。看板ごとに、評価にばらつきはありますが、ピクト案では「バーベキュー禁止」「車両の進入禁止」「スピード注意」「この先階段のみ」は60%以上、その他も50%以上の方が、「とても分かりやすい」「分かりやすい」と回答されております。鳥獣戯画案では、「川遊び注意」以外は全てが、60%以上が「とても分かりやすい」または「分かりやすい」と回答されております。

なお、個別看板デザインに対する御意見については、参考資料の5ページ以降にそれぞれのデザインについての御意見を記載させていただいております。

また、次に、看板の英語表記について、外国の方のみですが、御意見をお聞きしております。「バーベキュー禁止」以外の項目については、70%以上の方から、「分かりやすい」との意見をいただいております。

以上の結果を踏まえまして、鴨川サインのデザイン案としましては、ピクト案を採用したいと考えております。

今後、ピクト案での分かりにくい要素、鳥獣戯画案での分かりやすい要素に関する御意見を参考に、京都女子大学さんの協力もいただき、デザイン案及び英語表記の修正を行ってまいりたいと思います。

また、デザインの修正案につきまして、一部ですが、資料の3ページに一部記載させております。花火禁止とか車両の進入禁止では、花火とか車両が禁止マークに隠れて見にくいという御意見もありましたので、禁止マークをちょっと細くして、後ろの絵が見やすくなるように、また、人物が大きいということもありますので、人物を小さくしたりということで修正案として書かせていただいております。また、ごみの持ち帰りについても、ごみを大きくし、注意喚起の主題を強調するなど、より分かりやすいデザインの修正を行いたいと思っております。

修正後のデザインにつきましては、次回以降の府民会議で御報告したいと考えております。

簡単な御説明でしたけども、鴨川サインに関するアンケート調査についての報告は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいまのサインのアンケートに関わる報告につきまして、何か御質問や御意見などがございましたらお願いいたします。はい、どうぞ。

○平井

平井です。

この鴨川サインのアンケート、私も記入したんですけども、ピクト案もちょっとな、鳥獣戯画案もちょっとなということで、どちらかに選択していないんですね。ということは、どちらも選択しなかった母数は外れているということになるんじゃないかな。このデータの母数自体も198と少ないですし、アンケートの取り方も、広く鴨川流域で、それぞれの利用者さんに聞くということもされていないので、母数が少ない中で、AかBか、数で決めようみたいな、ちょっとどうなんですか。ピクトか鳥獣か、それ以外もあってしかるべき、それが自然なんじゃないかなと思いました。

それと、あと、ピクト案という形で、多いから決めようという流れみたいなんですけれ

ども、そのピクト案自体のデザイン性に関しても、以前にもお話をさせていただいたように、ジェンダーの問題が絡んでくると思いますし、これで決まったところで、この上流である高野川。じゃ、高野川は全然同じようなごみの問題とかバーベキューの問題とか、いろいろ問題が、課題があるにもかかわらず、高野川にはこの看板は設置しないのか、全然別のデザインを取るのか。やはり川というのは流域で形成されておりますから、上から下へ流れるわけで、課題もそれぞれ抱えております。そういう一体化した看板じゃないと、府民とか京都に来られた方にはアピール力がどうなのでしょう。ユニバーサルであるとかジェンダーとか、そういう形でもう少し議論が必要なのではないかなと思いましたが、そもそも令和4年度整備予定の1つのプログラムとしてこの鴨川サインがあるかと思うんですけども、その中でやはり鴨川・高野川が一緒になって、それで下流のほうに流れていくという、その川の流れを踏まえた上で、全体的なサインということの見直しが必要なのではないかなと思いましたが。

○金田座長

これに関しては、まだこれから検討されるわけですが、ほかに御意見はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○杉江

私が率直に感じたことは、まず、モノクロ的な感じになって、基本的に線が細いなと思っています、まずぱっと見たときに。それと、昼間なんかはこういうので分かりやすいと思うんですけども、果たして夜がどういう感じに映るかということも今後また検討課題になるかなと思っております。全体的にはおおむねこういう雰囲気がいいなと思っております。

以上。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかにどうですか。何か御感想も含めてありましたらお願いします。はい、どうぞ。

○諏訪

いろいろと指導をしている立場から、御感想、皆様、ぜひおありになられましたらおっしゃっていただくと、今後のデザイン、これで確定ではございませんので、修正のほうにいろいろと反映して、仕上げていきたいと考えております。

なお、先ほど、ヒアリング対象はどのような形なのかということと、母集団の数が少ない

のではないかという御意見も賜りまして、そのあたりについては、社会調査の観点からは非常にいつも懸念するところではございます。ただ、ヒアリング対象につきましては、鴨川縁を歩いていらっしゃる皆さんを、何人も何人も声をかけながら、これでどうですかという形で伺ってきた部分もございますので、まあまあ、御意見は賜れているのかなという印象は持っております。

また、ジェンダーの観点につきましても非常に悩んだところではございまして、そういう意味で、鳥獣戯画案というのも1つの解なのかなということで、学生共々考えてきたわけなんですけれども、どうもやはり鳥獣戯画は、評判はいいんですけども、表示としては少し線がいろいろ細かくて弱いということもございますので、なかなか解が見つからないところではあるなと思っております。

そういった意味で、デザインに関しましても、これまで出てきました、すいません、少し言葉は悪いですけど、遊女に寄せたような形ではなくて、品のある男女という形で御提示いたしましたところ、まあまあ、川縁を歩いている皆様から、ジェンダーの観点で特にこれはという御意見も賜ることが、回答数全部を拝見しているわけではないんですけども、あまり見当たらないところもございましたので、性をどういうふうにしちと扱うかによってイメージは変わってくるのであるなという形で考えているところでございます。

また、これ以外のデザインということも恐らくあるのでしょうけれども、取り急ぎこの2つの案での結果で御報告ということと、それから、高野川に関しましての、これは整備計画は、すいません、私はきちんと理解していないところでございますので、今後皆様の御検討内容に入ってくるものかなと認識しております。ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに何か御意見がございましたら。はい、どうぞ。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

河川課の藤田でございます。

私、この異動の前は人権というところの職場で仕事をしておりまして、SDGsとかジェンダーとかいったようなことも含め、取組をしてきたところです。その中で、特にこの内容のことではないのですが、学生さんが自分たちでその課題を考えて取り組むということを、例えばコロナ対策の動画みたいなものを芸術大学につくっていただいて、そういう意識の醸成ということがすごくできまして、それを発表する場というのが、様々なサイネ

ージであったり、サンガのスタジアムであったり、そういったところで発表することで、すごく気運が盛り上がり、取り組む方が増えてきた。若者の方が、若者の人たちが、鴨川に対しての愛着を持って、こういった取組にどんどん関わっていただくきっかけになっているということがすばらしいと感じています。なので、内容はこれから専門の先生方に検討いただくとしても、その取組はすごく評価されるべきものなのかなと考えております。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに何か御意見、御感想。また同じことですか。同じことでしたら、後にしてください。どうぞ、お願いします。

○丸尾

今の意見と本当に同感で、私が一番このアンケートが来たときに、京都女子大学の方たちが考えはったんやということが、すごく社会を動かす何か1つのそういうところに学生さんの若いセンスというのか、そういうのが入ってきたことがとてもうれしかったんですね。

それと、鳥獣戯画が私は圧倒的にいいという方が多いと物すごく思っていたのに、結果は違うので、えーっと思ったんですけど、鳥獣戯画というのは本当に日本だけじゃなくて、アメリカでもドイツでも、私の知っている友人たちは、自分の家に印刷したもの飾っていたりして、とても、アニメーションとか今の映画とか、いろんなことで日本の漫画のルーツという、そういう意識も若い人たちにありますし、鴨川の自然と、動物たちも自然ですので、川とのつながりというものもとても分かりやすいと思ったんですね。でも、ピクトというんですか、こちらのほうは、私はこれはちょっと、分かる人には分かるけども、世界の人が見はったら、平安時代っぽいそういうのは分かりはらへん人も多いんじゃないかなと思って、この結果にはとても驚いています。本当に拍手を送りたいと思っておりまして、すばらしいと思いました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに御意見はありませんでしょうか。同じことでしたら、もう結構ですけど。

○平井

別のことです。平井です。

学生さんがこういう社会課題に対していろいろ参画されることはとても重要なことで、私も大いに賛同しているところなんですけれども、1つバイアスがありまして、女子大生という1つのジェンダーバイアスがここにかかってくるんですね。ということは、じゃ、男子学生はどう考えるのか、それ以外のLGBTの方はどう感じるのか、そういう視点という、多様な視点がこの若い学生さんの視点と一括して言われますけれども、やっぱりバイアスがかかっていますね。ということは、もう少し男性からも、LGBTの方からも、年齢層も多様に含めて、多様な方々の意見を、もっと母数を増やして聞くということは最も重要なのではないかなと思います。女子大生が考えたからすばらしいという1つのバイアスと、男子学生が考えたからすばらしいというバイアスと、LGBTの方が考えたから、いろんな多様な考え方がありますから、それをもう少し反映すべきじゃないかな。学生さんの意見というのであれば、もっと広く学生さんから多様な意見を吸い上げて、できるだけユニバーサルなものにしていくべきだと思いますし、このピクト案に描かれている装束に関して、これは装束研究の方から見たらおかしいなと誰も思うと思うんですね。そういう歴史的な背景であるとか、装束文化であるとか、1つのピクトというふうにとまとめられるものの背景には、いろんな意味が込められているわけですから、そのところをもう少し踏み込んで探求していただきたいなと思います。

○金田座長

いろいろな御意見をいただいておりますが、どうぞ。

○諏訪

御意見ありがとうございます。

たまたま京都女子大学で教えておりますが、女性と思って特に接しているわけではなく、学生と思って接しておりますが、それはともかくとしまして、ユニバーサルデザインということを追求すべきという点、それから、装束の歴史的背景をきちんと押さえようということは本当に必要なことだろうと思っているので、学生にもよく指導していきたいと思っております。特にユニバーサルといったときに、ジェンダーに加えて、例えば色覚異常の方ですとか、様々なディセーブルの方々ということも考えられます。そういった観点では、今回のデザインでは、白い線ということが色覚異常の方に対してはメッセージ性を伴う重要なツールと認識しておりますので、このラインをもう少し強調するようなことも含めて、様々な形でのユニバーサルデザインを、全てとは申しませんが、追求してい

くように学生を指導していきたいと思っております。ありがとうございます。

○金田座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○柎木

柎木です。

いろいろ考えていただきありがとうございます。今年度、今回発表して、考えてくださった学生さんたちが卒業されると、この後、今年度中にこれを完成させられるのでしょうか。そして、もし皆さん卒業していかれると、学年が変わると、この後の看板についてはどのように引継ぎということになるのでしょうか。

○近藤（京都女子大学）

御質問ありがとうございます。

私は4年生なので来年卒業してしまうんですけども、3年生のメンバーもおりますし、今後さらなる活動が必要となりましたら、新たなメンバーも含めまして、今後さらなる活動の拡大などを検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

○金田座長

ほかにいかがで。はい、どうぞ。

○西山

失礼します。いろいろ御苦労さまでした。私は前回発表されたときに絶句してしまったというか、私も人生の半分以上、14年、学校生活、小学校と保育園だけが共学で、その後ずっと女子校育ちなので、すごく昔からみんな女子、みんなやる気のある人たちばかりで、男子が女子がという話ではないですけども、頑張っておられていいなと思って拝聴していました。前回何に絶句したかという、看板の中で、危ないよという絵を描いたときに、エプロンをしたおばさんがイメージとして描かれていたと思うんです。何かそういう固定概念、きっと自分もあと何十年かしたら、そういう対象になってしまうというのも踏まえた上で、あの絵をどういう気持ちで選んだんやろなというのがすごく、私は同じ女子校育ちとしてすごい絶句して、何も言えずに帰ってしまったというのがあったんです。きっとたくさんいろんな方のお話を聞いて、いろんな人と出会って、もっとちゃんと世界をしっかりと見る。イメージで自分たちのどういうものかというのをすごく一番最初の発表のときって、発表の内容としてあるなと思って、何も言えなかったんですけど、大分変わっていて、ちょっと言うてもええかなと思って、今日は意見を言ってくださいとお

っしやったので、言ってみました。

たくさんいろんな社会人の方、役所の方やらとお話すること、この企画に挑戦しなかったらなかったと思うんですけども、いろんな方にお話を聞いて、自分の目でしっかり見て、ちなみに私も鳥獣戯画推しでしたんですけども、やっぱりハンディがある人、手があるとか足があるとか、いろんなこともありますし、LGBTもありますし、いろんなことがあったときに、この絵ってどうなんやろうなという。あんまり傷つく人が少ないほうをと思って、私は鳥獣戯画を選んだんですけども、皆さん、ピクト案なんだと思って、今日は見ていました。きっとこれで皆さんよく分からはったんやろうなと思って、皆さんの意見なんだなと思って受け止めはしたんですけども、せっかくこういうことでいろんな人の意見を聞けたんだから、自分の目で見て、いろんなことでこれからも活躍していただけたらうれしいなと思って、感想です。

○金田座長

ありがとうございます。

それでは、これ、引き続きまた検討していただくということでございますので、この話題につきましては、一旦ここで区切らせていただきたいと思います。

それから、2番目の令和4年度の鴨川等における橋梁工事等についてという議題を先送りさせていただいておりますが、川崎先生もお見えになっておりますので、その2番の議事に入らせていただきたいと思います。事務局のほうから説明をお願いします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

資料2となります。本日は、京都市建設局土木管理部、角南橋りょう健全推進課長に出席いただいております。

それでは、角南課長、よろしくをお願いします。

○角南（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

京都市建設局橋りょう健全推進課長の角南でございます。本日はよろしくお願いたします。着席して説明させていただきます。

そうしましたら、資料2を御覧いただきますようお願いいたします。

私どもの令和4年度の鴨川等における橋梁の工事箇所について御説明させていただきます。前段でございますけども、京都市では、阪神・淡路大震災を踏まえて、7年度から緊急輸送道路上の橋梁や、鉄道や道路の上の橋の耐震補強を進めてまいりました。しかしながら、東日本大震災がございまして、耐震補強のさらなるスピードアップが課題になっ

ております。

また、私どもの橋梁につきましては、建設後50年を経過した橋梁が非常に多くございまして、高度成長期に建設した橋梁の老朽化が急速に進んでおりまして、対策を講じないと、この先、一気に架け替えが集中してくることが課題となっております。

このために、耐震補強と老朽化修繕を並行して進めることが必要でございまして、いのちを守る 橋りょう健全化プログラム第3期を昨年度末に、策定いたしまして、これらの橋梁の耐震補強と老朽化修繕を進めている状況でございます。

そういう状況の中、今年度、私どもが工事を予定している箇所が、その下図の部分でございます。一番上が山幸橋でございまして、今年度と来年度の工事を予定いたしております。次に、丸太町橋でございます。この橋については、令和元年度から着手しておりまして、今年度で完了の予定でございます。一番下が、一番南側が三条大橋でございまして、これについては、次のページで御説明させていただきますが、昨年度から工事発注はいたしておりまして、今年度の秋から工事に着手する予定としておりまして、来年度末の完了を目指して工事をすることとしております。

次のページを御覧ください。

三条大橋デザイン検討会議でございます。昨年度この会議の場でも御報告をさせていただいておりますけれども、三条大橋につきましては、歴史的な価値を有し、デザイン面の配慮が必要となる橋と考えておりまして、こういう橋につきましては、デザイン検討会議を開催して、そのデザインについて御意見を頂戴しております。三条大橋につきましても、市民の皆さんや、この会議の委員であります川崎先生にも御参画いただきまして、デザイン検討会議を開催し、この6月10日に第3回の会議がございまして、そこでデザインの最終提案をいただいたところでございます。

それが下の絵でございます。デザインの最終提案につきましては、木製の高欄は、新しい材料を使って、今の木製の高欄を復元するというものでございます。擬宝珠や金具については、豊臣秀吉が建設を命じた時代のものと言われる擬宝珠が残っておりますので、それをそのまま使わせていただこうと考えております。

歩道の舗装につきまして、その前段として申し上げるべきでございましたけれども、デザイン検討会議の中で、橋梁のコンセプトといたしまして、雅さとか京都らしさ、また、歴史や文化の継承をコンセプトとして御意見をいただいているところでございますし、また、これが周辺の発展とかにもつながるようなものにしていこうという御意見もいただいて

いたところでございます。

これをどのように具現化していくかというところで、和柄だとか伝統色を採用して、そういうところを表現していこうという御意見をいただきまして、歩道の舗装におきましては、和柄でございます市松模様が細かく表現された舗装となっておりますし、車道と歩道の間柵につきましては、和柄の麻の葉模様を採用させていただいております。市松模様につきましては繁栄といった意味が込められておりますし、麻の葉模様についても成長という意味が込められておりますので、こういうもので、コンセプトを具現化するという御意見をいただいているところでございます。また、下にありますように、付近の夜景に合わせた色で高欄のライトアップをしていこうという御意見もいただいているところでございます。

京都市といたしましては、今回いただいた最終のデザイン案をできるだけ今後の工事に反映していこうと考えております。今後の事業の予定といたしましては、下に書いておりますように、来年度末に向けて、木製高欄の更新工事や橋面工事、または、その照明の工事を進めていく予定でございます。

説明は以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

三条大橋の改修につきまして、様々に御検討いただいているということでございますが、ただいまの説明を巡りまして、何か御質問とか御意見とかがございましたらお願いしたいと思っております。基本的なコンセプトと欄干の状態と、それから、車道と歩道の区別、それと、歩道の問題と説明いただきました。お願いします。

○西山

すいません、これ、イメージ図なんですよ、この2枚の写真というのは。私の家の近くの河合橋というところがすごくきれいになって、ライトが真ん中の車道のところに、物すごくきれいな縦の横ラインみたいなのが入って、めちゃくちゃ明るくなったんです。その色と、この今写っている色というのが、暖色系か白色系かという、そういういろんな統一感とか、あと、こんなにライトが要るのかなというのが正直あったり、前回のときも何かこれは必要なかみたいな話がちらっとあったような気がするんですけど、それは私は分からないですが、ライトの色とか、いろんなのって、ライトの入れ方とか、橋、橋でイメージが全然違うという、そのつながりはどうなのかな。結構近い間隔で新しくなってい

と思うので、そういう統一感というか、今、素朴な疑問として、まず、ライトの色とか形とかというのが。河合橋は、何か横のところ、上のところの擬宝珠ら辺のところはオレンジ色で、車道のところが白っぽいやつやと思うんですけど、どうなんでしょうかという質問です。

○川崎

いいですか。

○金田座長

どうぞ、どうぞ。

○川崎

すいません、河合橋のデザインについても御意見いただきましたので、私、河合橋とかの一連の橋、ずっと関わってきたので、御参考までと思うんですけど、河合橋も、全ての鴨川の橋について、住民の方々は、特に河合橋は暗いという意見が非常に住民の方々から出て、あそこ、夜、非常に危ないという感じがあったんですよね。それで、明るくしてほしいということだったんです。当時、河合橋なんかですと、中間柱のところにもっと明るい、手前にあるような光を持ってきてはどうかということなんですけど、やっぱり京都って、もともとろうそくの炎というか、暖色系の色で、穏やかにするということが1つの条件だったので、LEDの今点光源を使えますので、LEDの場合、目に非常に刺すんですよね。それをできるだけ抑えるために、すりガラスとか暖色系の色とか、それから、それでも、できるだけ弱くて、足元に危なくないようなものということで調整をしていました。最終的には、現場実験まで含めて、北大路橋もそうなんですけれども、現場で、すりガラスを入れて、どれぐらい、かなり今LEDでも暖色系で弱いものが出てきていますので、それを調整しながら、ルーメンを測って、どういう形にするかを考えておりました。

この三条大橋も、できるだけ、ほのかに明るいというか、暖色系の、今、西山委員から御指摘のあったように、京都らしい炎の色というか、それを中心にやっていきたいと思っ
ていまして、ただ、確かにあんまりたくさん入れると、目に刺したり、明る過ぎるので、目に刺さない程度の、ここのちょうど手すりのデザインのカバーのところに入れて
います。その角度を調整すると、光の路面への角度が変わってきますので、それも少し計算しながら明かりを入れている。

それから、河合橋も、もともとは、あの橋というのは、武田五一という昔の帝国大学の先生がデザインされたんですけども、糺の森がやっぱり主役で見える風景で、借景になっ

ているんですね、あの橋。ほんで、橋の中で、あまり強い柱を造ってしまうと糺の森が見えなくなるので、今回住民の方々から、もっと明るいということだったんですが、我々専門家としては、橋とか構造物の専門家として、できるだけ抑えて、高さを抑えて、線だけ入れるようにして、光を逆に抑える方向で調整して、ちょうど住民の方々の希望と橋梁の専門的なところと合わせて調整をしながら、あの色を決めていったという次第なので、補足になりますけど。

○金田座長

事務局のほう、ほかに何か説明を加えられるところはありますか。なければ。それじゃ、お願いします。

○丸尾

丸尾です。

橋の統一感という言葉がありましたんですけど、私、もう本当に個人的な意見なんですけど、京都の橋は、その橋その橋によって、その周りの環境とか歴史とか物語とかが全く違うので、一個一個の橋に物すごく個性があったほうがいいと思っているんです。照明なんかはある程度統一感があったほうがいいかもわからないんですけど、私は出雲路橋が大好きで、ちょっとアーチのある東山のお月さんが出たりすると、本当に何か時間を忘れるというか。だから、その土地その土地で、あそこの橋ええなという京都の人たちが、橋がみんな右へ倣えの橋じゃなくて、デザインも違い、何か雰囲気も違いという橋を造っていただきたいなと常々思っております。

以上です。

○金田座長

はい、どうぞ。

○杉江

すいません。今回この三条大橋のほうの整備についてですけども、どうなんですかね。今回耐震補強工事も兼ねられるんですかね。

○角南（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

よろしいですか。今回につきましては、どちらかというと老朽化修繕がメインになります。この後にまた橋脚の耐震補強については実施をしていくということでございます。

○杉江

それで、直接橋とは、上のほうの関係と違って、下のほうなんですけど、先ほど私が述

べたように、鴨川の右岸、特に三条ゲート、それから、スロープを下がると、あの辺一帯がどうしても鴨川の玄関口というイメージがありまして、今回上を見上げれば、それこそ橋がきれいになったということになるんですけども、右岸の今の取付けのところです。以前のホームレス対策で、ネットフェンスがぐっと張ってあるんですよ。今のところ、鴨川にホームレスが、橋の下にというのがほとんどいない状態なんですけども、あっこのほうの、よしんば、今後の、三条の大橋の下は何かインフラは通っていましたかな。通っていませんでしたね、たしか、あんまりと。

○角南（京都市建設局土木管理部橋りょう健全推進課長）

今正確には。

○杉江

そうですね。要は、あっこのネットフェンスが橋の幅いっぱいまでなって、ほんでから、通行止めみたいな、いわゆる上から見たらコの字型になっているんですけども、今の時期はそういうので、ホームレスが一応鴨川の場合は、鴨川ギャラリー等々で結構橋の下が床の間みたいな状態になっているんですけども、あっこのとこのフェンスのほうが、べたっと護岸のところに張りついているようになっているのは、私はそこにもう今居づらいと思っていますので、上流側、下流側のほうにもしいるとしたら、ついたりてみたい形で、あんまりケバケバしくないような、屏風みたいな形でやってもうたらどうかと。それと、イコール、今度それを取ってしまうと、護岸のことがよく見えるので、これは京都府さんと相談しながら、何ぼ橋の下であっても、やはり、それこそ玄関口の一部というイメージで、今後調整しながら、いい景観になるように検討していただきたいと、そう思っております。

以上です。

○金田座長

ほかにいかがでしょう。はい、どうぞ。

○戸田

橋梁に関する事でお聞きしたいんですけども、耐震補強、老朽化修繕されているときに、橋脚の根固めが浮いたりとか、護床工が破損したり、そういう危険性が出たりはしていませんか。といいますのは、やっぱり工事の影響なんかで、川の護岸や護床がやられているのと同じように、多分橋脚も何かしら被災している可能性もありますし、鴨川を考えたら非常に多くの橋が架かっています。流木が流れないとも言えませんので、そういう橋、特に橋脚の安全性については、いま一度御検討されることが大事かなと感じました。

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○丸尾

私はもうちょっと様子を見たほうがいいなと思うんです。というのは、本当に昔々なんですけど、京都駅に京都タワーを建てようといったときに、本当に大反対運動が起こったんですね。でも、もう何かそれが建ってしまったら、私なんかは、地方とかに行き、新幹線を降りて、あのタワーを見上げると、「ああ、京都に帰ってきたわ」と思って、ほっとしたりするんです。あの反対運動は一体何やったんやろうと。その時代時代でとても違和感を感じるものがあると思うんですけど、今のこのIT時代を迎えて、ああいうものが鴨川に、ぽんとできたということは、すぐに撤去するとかじゃなくて、もう少し何かみんなの様子を見たほうが、「あ、いいわ」と思う人が出てくるかもしれないですし、私、個人的には、とても違和感を感じるんですけど、多分あれを立てようと思わはったのも、とてもたくさんの方々の御苦勞の準備があったと思いますし、京都タワーのことをちょっと思い出していただいて、少し様子を見たほうがいいと思います。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。

三条大橋のデザインについて説明をいただいたところから、ほかに話が拡散しておりますが、さらに三条大橋の構造とか、下から潜って見たときの状態とか、いろんなところの議論が出ております。ここでものを決めるという状況の会合ではございませんけれども、いろいろな御意見をいただいておりますので、それを参考にして、ぜひとも、よりよい方向に持って行っていただければと思います。

時間を気にし始めている状況でございますが、次の議事に進ませてもらいたいと思います。

4番目の京都市美化推進条例の取組についてでございます。これにつきまして、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

お手元資料4を御覧ください。本日は、京都市環境政策局、宮内まち美化推進課長さんに出席いただいております。

それでは、宮内課長さん、よろしくお願いいたします。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

京都市役所まち美化推進課の宮内でございます。本日はありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。着席させていただきます。

それでは、京都市における美化の取組（美化推進条例）について御説明をさせていただきます。鴨川府民会議ということですが、京都市全体に関わるような取組の説明になりますことを御了承いただければと思います。

まず、京都市に京都市美化推進条例というのが今あるんですけれども、その前に空き缶条例というのを昭和57年に施行しておりまして、これを改正して、平成9年6月から美化推進条例を施行しております。この前にありました改正前の空き缶条例ですけれども、こちらのほうは、当時、特に空き缶などの散乱ごみが深刻な状況になっておりましたので、散乱する空き缶を回収して再資源化していこうという取組を進めていくということで定められた条例で、市民、事業者、行政が一体となって協力して取組を進めまして、空き缶の散乱状況は大幅に改善することができたという経過がございます。

その後、空き缶以外にも、タバコの吸い殻ですとか、ビン、ペットボトルなど、ポイ捨てごみの種類が多様化したので、あらゆるポイ捨てごみの対策を講じていく必要があるということで、この空き缶条例を改正しまして、美化推進条例ということになっております。美化推進条例におきましても、市民、事業者、京都市の三者の協働によりまして、まちの美化を推進しておりまして、様々な取組、ごみを「捨てない」意識づくり、「捨てにくい」環境づくり、「捨てさせない」仕組みづくりといった観点で取組を行っております。

それでは、美化推進条例の具体的な中身ですけれども、主なポイントに絞って説明させていただきますが、まず、条例の目的は、まちの美化＝ごみの散乱の防止、それから、飲料容器の再生利用の促進としております。この飲料容器の再生利用の促進のほうは、これは空き缶条例でもともと定めていた内容になっておりまして、空き缶条例では、特に空き缶の散乱の防止を目的にしておりましたけれども、美化推進条例では、空き缶以外にも対象を広げて、ごみの散乱の防止を目的としております。

次に、（2）京都市・事業者・市民等の責務を定めておりますけれども、京都市は必要な施策の実施と関係者の支援を責務としております。関係者の支援といいますのは、事業者や市民等、自主的にごみの散乱の防止に取り組んでいただく方々のことです。この支援

という部分が美化推進条例になって追加された部分となります。事業者と市民・観光客は自主的にごみの散乱の防止に努めていただくことや、京都市の施策への協力を責務としております。

次に、（３）美化推進強化区域の指定でございます。特にごみの散乱を防止する必要があると認める区域を美化推進強化区域として指定しております。空き缶条例では、観光地や行楽地を中心に35の地域を散乱防止重点地域と指定してございましたけれども、美化推進条例では、さらに繁華街や駅前などの8エリアを加えまして、43区域を美化推進強化区域に指定しております。

資料の別紙2のところに美化推進強化区域の地図をつけておりますので、御参照ください。

この43区域の中の1つとしまして、鴨川区域も美化推進強化区域に指定しております。これは空き缶条例時代の昭和60年5月のときから散乱防止重点地域に指定されておりました、美化推進条例になってからも美化推進強化区域と指定しているものでございます。エリア的には今出川通の賀茂大橋から五条大橋までの区域になっておりました、川端通も含んでおります。

美化推進強化区域ですけれども、具体的に何かすることが決まっているのかといいますと、特に何をやるということが決まっているわけではないんですけれども、規模の大きい地域ぐるみでの一斉清掃が行われているところが多くございます。また、散乱ごみ対策としまして、街頭ごみ容器を設置しているのも美化推進強化区域でございます。

次に、（４）主な義務づけ等と（５）罰則ですけれども、美化推進条例では、市内全域でごみのポイ捨てを禁止としておりました、美化推進強化区域内でのごみのポイ捨てをした者は3万円以下の罰金としております。また、廃棄物処理法の中で、土地の占有者・管理者はその土地の清潔を保つよう努めなければならないという規定がございまして、それを踏まえまして、この条例の中で、土地の占有者・管理者には、ごみの散乱の防止のための措置を講じることを努力義務としております。

以上が美化推進条例のおおよその中身になっておりました、資料の裏面を御覧ください。

具体的に京都市がどのような取組をしているかということですが、基本的には（１）のまちの美化啓発と（２）の自主的な美化の取組への支援ということになっておりました、まず、（１）まちの美化推進啓発ですけれども、美化推進強化区域では啓発看板を設置しまして、ポイ捨ての禁止や、ごみの持ち帰りの啓発を行っております。美化推進

条例では、美化推進強化区域内のポイ捨ては罰金となりますので、そのことを周知しまして、ポイ捨ては罰則にも値することを御理解いただいて、ポイ捨てをやめていただこうということを意図しております。近年では、インバウンドの増加ということもありましたので、資料の左側の看板のように、4か国語表示のポイ捨てはやめましょうという、そういう表示に変えているところもあります。鴨川の周辺でいいますと、川端通の御池から五条にかけて、10か所で看板の設置を行っております。

それから、京都市まちの美化推進事業団というのがあるんですけども、そちらのほうでも啓発活動には力を入れておりまして、美化啓発ポスターの作成ですとか、観光情報誌等への広告掲載、地下鉄や私鉄の駅構内のデジタルサイネージ広告などで美化の啓発を行っております。

次に、(2)の自主的な美化活動への支援ですけども、支援制度といたしまして、まず、まちの美化推進住民協定というのがございまして、これは町内会ですとか商店街等が一定のエリアでまちの美化に取り組んでいきたいと思いますという内容の協定を締結された場合に、京都市がまちの美化推進住民協定として認定しまして、3年間ですけども、清掃用具の貸与等の取組の支援を行っております。この制度を利用されまして、住民協定に認定されました団体数は、令和3年度までで444団体を認定しておりまして、この協定に参加されている人数は約10万人に上っております。

それから、もう1つの支援制度としまして、まちの美化実践活動助成というのがございます。こちらは、道路、公園、河川等の公共的な場所等におきまして、自主的な清掃活動を実施する市民または団体に対しまして、ボランティア清掃用のごみ袋の給付や火ばさみ、そのほか、ほうきとかちり取りとか、清掃用具の貸与、それから、集めていただいたごみの収集といった支援を行っております。ボランティア清掃の参加者数ですけども、美化推進条例の施行時は約8万人だったんですけども、その後、ボランティアの輪は大きく広がりまして、コロナ禍前には年間延べ約20万人もの方々にこの助成制度を利用していただくまでになりました。

それから、3つ目が、友・遊・美化パスポート事業というのがありまして、こちらは美化推進強化区域を中心としまして、市内の観光地や繁華街を散策しながら、ボランティアで美化活動を行っていただくものです。今年度は年間24回を予定しております。

(3)の街頭ごみ容器です。基本的には、ごみはお持ち帰りいただくよう啓発を行っているとありますが、散乱ごみ対策として、美化推進強化区域を中心に、市内約300基

の街頭ごみ容器を設置しております。以前は700基以上置いておったんですけれども、ごみ容器の周りにごみが散乱するなどの問題のある箇所、主に市街地なんですけれども、ごみ容器の撤去が進みまして、現在約300基となっております。

最後に、（４）不法投棄対策ですけれども、主に行っていることを４点挙げさせていただいてまして、住民からの通報への迅速な対応、それから、土地の管理者や地域と連携した未然防止策の実施。こちらは、御相談いただいて、必要に応じて看板を設置するといったことを行っております。それから、不法投棄常習地のパトロール、不法投棄監視カメラ等貸与制度の運用。こちらは、基本的には地域団体の方で、不法投棄対策に取り組まれる方に対して、監視カメラの貸出しを行っております。

あと、参考ですけれども、京都市の収集しております不法投棄やポイ捨てのごみの量なんですけれども、ピークでありましたのが、平成17年度が1,075トンという、資料上残っているんですけれども、近年では約200トン程度まで減少しております。約5分の1程度まで減少しております。それから、家電リサイクルの対象４品目となっていますテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンですけれども、こちらの不法投棄をされて京都市が収集したこれらの家電の数なんですけれども、平成26年度が477台でしたが、令和３年度は139台ということで、この７年間で約7割減ということで、不法投棄の収集しているごみ量については着実に減少しているという状況でございます。

このような成果につきましては、基本的にはやはり門掃きですとか地域の方々の一斉清掃といった取組、ボランティア清掃を行っていただいている方々の力が非常に大きいと感じております。今後もまだポイ捨てごみとかがなくなったわけではございませんので、より一層まちの美化を目指しまして、今後も市民、事業者の皆様の御協力をいただきながら取組を進めていきたいと考えております。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました京都市の美化への取組ですが、京都市美化推進条例に関わって御説明いただきましたが、何か御質問や御意見などがありましたらお願いします。お願いします。田中理事長は鴨川納涼床の協同組合の理事長でございます。

○田中（博）

すいません、鴨川納涼床協同組合の田中でございます。

今京都市としての御説明いただいたと思うんですけど、これ、鴨川の範囲内というのは

全てこういう条例とかが適用されておるんですか。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

美化推進条例は、鴨川の範囲内も適用の対象です。ただ、美化の取組に関しては、鴨川につきましては、河川管理者としては京都府さんというのが明確になっておりますので、基本的には京都府さんでももちろん清掃ですとかパトロールといった取組をされていますし、ごみ量も把握はされているかと思うんですけど、こちらではそれは分かりませんが、それから、京都市のまちの美化実践活動助成の制度を利用してボランティアされる方はいらっしゃいますので、鴨川の河川区域を清掃される方ももちろん多くいらっしゃいます。

○田中（博）

それと、この罰則なんかの適用、もちろんこれ、鴨川の範囲内での罰則の適用もあるわけですね。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

はい。条例上、美化推進強化区域内でのポイ捨てに対する罰則という規定はございますけれども、この条例ができてからの罰則を適用した事例はございません。

○田中（博）

事例はないわけですね。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

はい。

○田中（博）

以前にも申し上げたかと思うんですけど、これ、例えばほかの法律というか、交通法でも一緒ですけど、自転車に対する法律とかなんかでも一緒やと思うんですけど、結構罰則がきつ過ぎて、これ、ごみのポイ捨てで3万円という、普通考えられないような罰則で、京都市のほうで、ほかに過料という制度があると思うんですけど、例えばこのごみのポイ捨てなんかでの過料という制度は現在はないわけですね。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

全国的に過料ということをやっている都市もあるようには聞いたことはありますけれども、うまくいっているのか、詳しくは存じておりませんが、京都市では、ごみのポイ捨てに対する過料というのは行っておりません。

○田中（博）

と申し上げたのは、結局これ、よく自転車なんかでも警察から聞くんですけど、罰則がきつ過ぎる場合に、なかなか適用できないということで、結局検挙につながらないということをよく聞くので、今、先ほどから出ていますように、ごみのポイ捨てとか、不法投棄とか、いろんな面も含めて、もうちょっとこの罰則規定を、過料とかも含めて検討していただいて、何かあったときに適用できるというぐらいにしておかないと、いつまでたってもこれ、ごみを捨てる人間は注意を受けるだけで、何のあれもないということになると、いつまでたっても同じようなことになると思うので、ぜひこれからそれを検討していただきたいと思うんですけど。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

もちろん罰則の適用自体をしないとということ考えているわけではないんですけども、申しましたように、基本的に行政のやるべきこととしましては、啓発ですとか美化活動の支援といった行政的な手法を取りまして、その手法でもこれまでごみ量が減少しておりまして、まちの美化自体はかなり進んできているとは思っております。ただ、おっしゃいますように、ごみ、ポイ捨てが決してなくなったわけではございません。これも、今後も努力をして、減少に努めていかないといけないとは思っておりますが、まだまだごみがゼロになるというところがまだ視野に入っているわけではありませんので、まだまだ長い期間、取組は続けないといけないとは思っております。

それと、罰則の適用ですけども、規定上は、ポイ捨てに対しては罰金ですよと決まっているんですけども、実際にそれが適用できるかということなんですけども、罰則と申しますと、最終的には刑事裁判まで行かないといけないということで、まず警察に告発しまして、それから、警察から書類送検していただくというふうになるんですが、警察とも、どういった場合に罰則が適用できるかということで過去にも相談した経過がありますけれども、やはり単にごみをポイと1個捨てただけでは、罰則適用と申しますか、警察として取調べをするというところまではなかなか難しいと。やはりかなり悪質性ですとか、常習性とか、繰り返しているとか、何かそういったことがないとなかなか難しいとお聞きはしております。ただ、今後そういった手段をもちろん完全に放棄しているというわけではございませんので、そういったことが視野に入ってきた場面においては考えていかないといけないとは思っております。

○金田座長

よろしいでしょうか。

○田中（博）

はい。

○杉江

1点だけ聞きたいことがある。

○金田座長

どうぞ。

○杉江

直接課は違うと思うんですけども、以前ここの府民会議に来ていただいたんですけど、くらし安全課のほうでタバコ問題がありましたね。あのときは、重点地区で、路上での喫煙の場合はたしか1,000円ですか、徴収。何かそんなので、交通の違反切符を切るような感覚で巡視されていた人がおられたということで、鴨川も注意喚起はしているということは情報を聞いたんですけど、今現在その成果というか、現実、切符制度みたいなのでどんな状態か、情報は入っていませんか。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

路上喫煙に関してということでしょうか。

○杉江

そう。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

大まかに聞いているところでいいますと、条例を導入しまして、直後はやはりかなり路上喫煙の過料の徴収、かなりの件数があったとはお聞きしていますけども、やはりかなりその対象が減少してきているといいますか、効果が頭打ちと言っていいのか分かりませんが、過料を取っているからといって路上喫煙が別にゼロになっているわけではないとはお聞きはしております。

○杉江

今、田中委員がおっしゃったように、あれに準じたような、いわゆる実効性のあるようなルールづくりがあれば、それは今後京都市さんがまた京都府さんのほうのことで調整しながら進んでもうたらいかがかと思えますけど。分かりました。ありがとうございました。

○新川

よろしいですか。

○金田座長

はい、どうぞ。

○新川

すいません、今ごみのポイ捨ての話が出ましたので、京都府の鴨川条例のほうでも、このごみのポイ捨て問題は非常に大きな論点になっておりまして、これまでもごみの散乱、これは鴨川の環境そのものに関わりますので、その原因者に対してどういう規制をかけられるのかということで議論をしてまいりました。そのときに、1つは、やはり京都市で美化条例を、美化推進条例をお持ちですので、こちらとの関係をどう考えていくのか。鴨川条例のほうは、どちらかという、より大きな構造物等に関わるような規制は持っているのですが、こうした個々のごみの散乱等に関する規定というのまでは持っておりませんので、どういうふうに両者の条例を調整したらよいのかという、そういう議論も少ししてきたところがありました。残念ながら、今各委員から、また、京都市のほうからも御説明いただきましたように、なかなか実際にそれを取り締まる方法というのは難しく、タバコのポイ捨てやごみのポイ捨てについて、一部先行的な自治体の中で、科料の形で行政罰を加えて取り締まられるということも先例としてはございますが、必ずしも全国どこにでも広がっているわけではないですし、どこまで実現ができるのかということも非常に難しいところがありました。加えて、鴨川の場合には、京都市と京都府が双方のそれぞれの所管に関わっているところがございますので、ここもどういうふうに調整していくのか、今後の課題かなとは考えております。

鴨川条例をつくった側からすると、少し今後かなり議論をしないといけないところかなと思いましたが、ともかく、両方の条例が関わっているということ、それから、もう1つは、やはり実際のごみの散乱について、それを行政罰の形であれ、取り締まる方法はなかなか具体的には難しい。先ほどありましたように、刑事罰にすると、これ、警察と、それから検察が実際に取り締まれるかどうかというのは非常に大きな論点になります。もう一方では、行政罰にしますと、確かに科料の形で、言ってみれば、切符を切って罰金を取るみたいな話はできなくはないんですけど、じゃ、これもどこまで客観的にそれをやり切れるのかは非常に難しいところもございます。このあたり、実際に鴨川で適用できる具体的な方策はまだ研究の余地が大きいかなということで少しお話をさせていただきました。

以上です。

○金田座長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

○川崎

鋭意工夫していただいております。ただいまの新川先生の御指摘にもありましたように、前、私もごみ協議会に出席したときに警察の方がおっしゃっておられたのは、悪質性、常習性ということで、常習性があるかと、捨てたごみの中に、その人が捨てたという証拠がないと、これは、その人が捨てたということにならないので、常習性確認が難しいのでということで、警察は全く取り上げる意思というか、積極的に取り上げられないんですとおっしゃってられたので、それはもうそういうことなんだなと。あと、パトロールで注意するとき、京都府もパトロールで注意されるんですが、例えば警察の出身の方とか、普通の方がやっぱり若い人たちに注意すると、かえって暴力を起こされたり、いろんなことをする可能性があって、パトロールの回数がやっぱり少ないというのも、これも2つ。

これで、実際、運営上は事例がないということで、京都府も京都市も、両方とも実質上効力がないことであることははっきりしていると思うんです。ただ、これがあることが、実は別に効力がなくても、この3万円というのは結構大きいなと、私、先ほど高いとおっしゃってはいたんですけれども、この3万円であるということ、鴨川区域内でも、どこも3万円ということ、もうちょっと積極的に情報発信して、PRされたほうが制御になるんじゃないかなと思っていて、例えば先ほど出していただいた美化推進区域ですが、これ、看板の中に3万円というのは書いてあるんでしょうか。罰則があるということは、罰則のところをどんどん表に立ってPRしていくと、心理的な制御がかかるんじゃないかなと思って。あまりそれも効果がないかもしれませんが。

以上です。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

看板の表示内容ですけれども、資料の裏面の左側のところの写真では、これ、4か国語の板面のものを御紹介させていただいているんですけれども、この板面にする前は、罰金3万円ということを表示はさせていただいておりました。ただ、字がやや小さいということもあったかと思うんですけれども。

○川崎

いや、日本語のところでもはっきり書かれたらいいんじゃないかなと思うんですけど。そのほうが効力があるんじゃないかなと。

以上です。すいません。ちょっと思いつき……。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

条例を周知するという効果はあったかと思うんですけども、その後、外国人に対応するというので、4か国語の表示に変えてみたという経過があります。また板面を変えるのはそれほど経費はかかりませんので、試してみるといったことは可能かなとは思いますが。

○川崎

ありがとうございます。

○金田座長

はい、どうぞ。

○宮下

宮下です。

ごみの問題で、鴨川沿いにごみが散乱するというので、ごみ箱を置くか置かへんかで何年も、いつも問題に上がるんですけども、一応結論的には、ごみ箱は置かないという方向で今進んでいると思うんですけども、これは鴨川の中の問題だと思うんですけども、京都市さんで、この美化推進強化地域に鴨川区域というのが赤でずっと出ていますね。一方、美化の取組の（3）街頭ごみ容器ということで、美化推進強化地区を中心に3種類のごみ箱を設置・管理していると、こういう内容があります。少しお聞きしたいのは、鴨川の区域の推進強化地区で、ごみ箱を置くか置かないかとかいうことについて、京都市さんはどのような取組をされているのかを教えてくださいなと思います。よろしくお願いします。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

鴨川区域の一部、京都市、三条とか五条に置いているところがあったかと思うんですけども、河川敷は京都府さんのほうが設置されていたかと思います。お聞きしていますと、こちらの会議の場で、ごみ容器はやっぱり撤去したほうが良いという御議論もあったこともあり、鴨川河川敷でのごみ容器の撤去とほぼ同じぐらいの時期に、京都市のごみ容器、近くの木屋町とかにも置いていたんですけども、そちらでも撤去しているという経過があります。今撤去が進んでいますのが、家庭ごみを投入されたりして、ごみがあふれてしまったりとかいうことが多いんですけども、この家庭ごみ対策というのも、当然鴨川のほうでもあったかと思うんですけども、もしかしたら何か技術的にそういったことが、対策が考えられるということであれば、もちろにごみ容器を置くことも1つの方法かとは思いますが、どちらが良いかというのはなかなか決めるのは難しいかなとは思いますが。

○宮下

鴨川の土手の上の道路とかありますよね、ずっと。あれ、何通やな。鴨川の横の通なんかですね。あの辺に、あれ、たしか、ごみ箱やな、時々置いておられたんですかね。私も鴨川の清掃活動、美しくする会に参加して、いろいろごみの収集活動をしているんですけども、ごみ箱設置というやつで、適当な処置がされているのかどうかというのは興味があったものでお聞きしたんですけど、大体置かないということではないんですね。設置されているんですよね、あれ。たしかそうやったと思うんですけど。

それと、これも三条大橋のごみの投棄のほうですけども、あれはやっぱり京都府が対応されているんですね。京都市さんは関与されていないんですか。あるいは、ある程度共同でされているのかということをお聞きしたいと思います。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

三条大橋西詰に関しましては、スロープのところから降りていくところは、あそこは河川区域になりますので、京都府さんのほうでやられています。スロープの上、石のベンチとかがある部分がございますけれども、そこは京都市の管理している部分になりますね。

○宮下

当然ながら、共同で相談されて進行されているという理解でいいですね。

○宮内（京都市環境政策局まち美化推進課長）

はい。

○宮下

ありがとうございます。

○金田座長

ほかにいかがでしょうか。はい、どうぞ。

○平井

鴨川のごみの問題に関して、京都府はどのように、具体的にパトロールをしたりであるとか、住民からの通報への迅速な対応をしているのかとか、京都市さんがやられている不法投棄対策というものが河川管理者の京都府にはないんじゃないかなと実際感じています。具体的な対策を京都市がやられていることを横目で見ながら、京都府さんはどういう対策を取られているのか、それを聞かせていただきたいのと、実際鴨川に関わる委員会というのはたくさんありまして、鴨川河川整備計画検討委員会、これは平成22年に終わっております。その他、鴨川フォローアップ委員会、千年の都・鴨川都清流プラン実施状況の

説明、鴨川流域懇談会、水辺の回廊整備・鴨川創造プラン、様々な課題解決のためのアクションプランというのが、これらの委員会であったり、検討会であったりというのがされているんですけども、ホームページを見たところ、具体的に何をアクションプランとして掲げて実行しているのかということが京都府の河川課からは何も発信されていない現状があるんですね。そういうことを、じゃ、この場で京都市さんが来て、条例でこういうことをやっていますという具体的な説明をされている。それに対して、京都府さん、河川課としてはどういう不法投棄対策をされているのか、お話を御説明していただきたいんですけども。

○金田座長

いかがでしょうか、事務局のほう。鴨川の河川敷の不法投棄ごみ対策についてどのようにしているかという御質問だと思います。

○小寺（京都府京都土木事務所施設保全・用地課長）

すいません、京都土木事務所施設保全課の小寺でございます。

鴨川の河川敷につきましては、ほぼ毎日と申しますか、年間335日、過去の委員会日でも意見交換をさせていただいているんですけども、それで美化に努めているというのが状況でございます。一方、また、先ほどからありました、鴨川を美しくする会とか、ボランティアさんと、やはりそういうごみを捨てない啓発活動に頼っているところが今の現在のところでございます。今後また、あと、ごみ問題につきましては、インバウンドも増えてくることが懸念されますので、やはり京都市さんとか関係団体の皆様と意見交換をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○金田座長

どうぞ、どうぞ。

○井上（京都府京都土木事務所長）

すいません、京都土木事務所の井上でございます。

ちょっと補足的に、今清掃活動をほぼ毎日と説明をいたしました。それはまさしくそうでございます。それ以外に、不法投棄対策といたしましては、平日の日常につきましては、当方どもの巡視班がパトロールを行っております。それから、夜間につきましても、鴨川条例巡視班というのを組織しておりまして、夜中の夜間パトロールにも毎日出ているという状況でございます。

以上、報告させていただきます。

○金田座長

そのほかに、こちらに御出席の杉江さんが事務局長をしておられる鴨川を美しくする会がかなり頻繁に清掃活動をしていただいているという状況ですが、先ほど新川副座長から紹介がありましたように、鴨川条例ができて10年ほどたつということをきっかけにして、条例そのものがこれでいいのかということで、府民会議の下に、それを再検討する部会を設置いたしまして検討していただきました。結果的に条例そのものの条文を修正する必要は今の段階ではないだろうという結論になりましたけれども、ただ、そこで議論になったことの問題点は、先ほど新川副座長から御紹介いただきましたとおりで、様々な観点からの調整の部分が課題として残っている状況でございます。したがって、努力は続けているけれども、まだ抜本的な解決にはなかなか結びつかない状況であるというのが現状認識だと思っておりますが、そういったところで、そこをいろいろと、少しでも前に進めるための方策というののいろいろな御意見を承って、それを進めていきたいというのが基本的なところでございます。

まだ一度に、一斉に解決するということはなかなか難しいんですけれども、引き続き御意見をいただきたいと思いますが、残りの時間を使って、この後の議事の（５）と（６）と（７）について御報告し、御意見をいただきたいと思っておりますので、先に進ませていただくと思います。

（５）の鴨川納涼2022・京の七夕についてですが、事務局から説明をお願いします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

資料は5となります。本日は、京都府観光連盟から森本主事さん、京都府観光室から山中参事に出席いただいております。

それでは、御説明よろしくお願いたします。

○森本（京都府観光連盟主事）

私、鴨川納涼実行委員会の事務局を務めております京都府観光連盟の森本と申します。よろしくお願いたします。

○山中（京都府商工労働部観光室参事）

私は京都府の観光室の山中と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○森本（京都府観光連盟主事）

では、すいませんが、着席にて御説明申し上げます。

私のほうからは、資料5を御覧いただきながら、このうち、鴨川納涼の開催について御説明させていただきます。その後に、観光室の山中参事から、京の七夕の説明をさせていただきます。

では、資料5を御覧ください。

鴨川納涼につきましては、鴨川の河川美化啓発活動として、昭和44年から開催されており、京都の夏の風物詩として、京都府民、観光客に定着しているところでございます。直近には新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止、令和3年度はオンライン開催としておりましたが、今年度については、十分に感染対策を講じた上で開催いたします。

この開催概要でございますけれども、本年は鴨川納涼2022といたしまして、8月の第1週の土曜日、日曜日、8月6日土曜日、8月7日日曜日の両日とも夕方5時から夜9時までの開催を予定しております。

開催場所につきましては、鴨川三条大橋から四条大橋の間の右岸の河川敷となっております。

事業内容としては、ブース出展エリアとして、河川美化・環境啓発エリア、伝統産業PRエリア、府内及び全国の物産エリアとあって、大きく分けて、そういった分け方で実施を予定しております。

また、今年度は食べ歩き等による感染リスクを避けるため、感染対策として、現場での調理を伴う飲食の提供を禁止し、個包装がされた食品の販売を可とする、テイクアウトを前提とした販売形態で実施をいたします。

また、あわせて、京都染織青年団体協議会による友禅流しの実演や、ステージイベントにつきましても、中央ステージ及び鴨川ふれあい空間ステージというステージを2つ設けて、この上で京都の芸能を演じていただく予定としております。

コロナ禍で、感染対策等でなかなか従来の開催どおりとはいきませんが、まずは3年ぶりに開催することを目的としまして、この日程で開催を予定しております。

鴨川納涼についての説明は以上でございます。

○山中（京都府商工労働部観光室参事）

続きまして、京の七夕事業につきまして御説明させていただきます。

資料5の裏面になります。

京の七夕事業の概要といたしまして記載させていただいております。令和4年度の方

性といたしましては、今年度の事業につきましては、基本的には民間主導の各地のイベントと連携する事業運営にシフトしていくということで、具体的に御説明させていただきますと、京の七夕実行委員会が主催するイベントは終了しまして、各民間のイベントですとか、そういったイベントと連携していくこととなります。具体的にまた言いますと、今までは鴨川納涼という、さっきの説明のイベントと連携させていただく形で、京の七夕のほうも鴨川エリアで実施させていただいておりましたが、京の七夕事業の鴨川エリアでのイベントは実施しないこととなります。その一方で、府内各地のイベント、京の七夕にちなんだイベントと連携することによりまして、府内各地への周遊をしていただく取組を進めていきたいと考えております。

その中身といたしましては、京の七夕のホームページでの各地のイベントの周知とか情報発信とか、そういった取組を強化いたしまして、今後進めていくことにしております。鴨川会場での開催させていただいた折には大変お世話になりました。ありがとうございました。令和4年度の七夕の事業の中身につきましては、以上、御説明させていただいたような中身となっております。

この事業内容につきまして、今、案という形でお示しさせていただいております。来週早々には七夕の実行委員会の事務局から広報発表がされるということをお伺いしておりますので、その旨御留意いただきますようによろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○金田座長

ありがとうございます。

ただいま説明いただきました鴨川納涼2022、それから京の七夕につきまして、何か御質問や御意見などがございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、特に十分考えてくださっていると思いますけど、我々、会員も今マスクを離せないという状態でございますけれども、實際上、実施上、大変だとは思いますが、いろいろ工夫していただきますようお願いをいたします。

それでは、6番目の議事に入ります。鴨川のオオバナミズキンバイの駆除活動についてでございます。説明をお願いいたします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

資料は6でございます。本日は、京都府府民環境部、後藤自然環境保全課長及び平野副主査が出席いただいております。

後藤課長からの説明となります。よろしくお願いいたします。

○後藤（京都府府民環境部自然環境保全課長）

京都府自然環境保全課長の後藤でございます。本日はよろしくお願いいたします。失礼して、座らせていただきます。

お配りさせていただいています資料6を御覧いただけますでしょうか。

鴨川におけるオオバナミズキンバイの駆除活動についてでございます。鴨川におきまして、繁殖エリアの拡大防止を図るため、京都府、鴨川を美しくする会、それから、鴨川流域ネットワークの共催で、第4回目となります駆除活動を7月10日に実施させていただくこととしております。

オオバナミズキンバイにつきましては、こうしたボランティア団体様の協力を得ながら継続的に駆除活動を進めますとともに、専門業者による駆除活動事業を組み合わせながら、拡大を防止いたしまして、根絶に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○金田座長

何か御質問などはございませんでしょうか。

御承知だと思いますが、オオバナミズキンバイというのは大変繁殖力の強い外来植物でありまして、除去するのも、注意深くやらないと拡散させることになってしまうというところのようですが、引き続きお願いします。

○平井

オオバナミズキンバイについてなんですけれども、今回の駆除対象が五条から七条大橋周辺の鴨川左岸と指定されておりますが、そもそもオオバナミズキンバイは琵琶湖疏水から鴨川のほうに流れ込んできているという話を聞いておりまして、ちょうど動物園のある疏水の施設からは、北にも延びる琵琶湖疏水というのがありまして、西のほうに延びて、鴨川に直接接続する流れだけじゃなくて、上流の左京区の上の松ヶ崎のほうまで、ぐるっと回っている疏水の流れがあります。それで、従前から、全体的な、鴨川でオオバナミズキンバイは当然大きな問題なんですけれども、疏水流域全体のオオバナミズキンバイの分布状況の把握はどのように現状でされているのかと、ちょうどこれが、7月10日に駆除の予定がされていますけれども、前段の御説明にありました京の七夕事業、これは日にちが書かれていないので分からないんですけども、ちょうど七夕の頃かなと思うんですが、この辺のスケジュール的な組合せはどうお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○後藤（京都府府民環境部自然環境保全課長）

まず、オオバナミズキンバイの繁殖エリアについてでございますけれども、こちらの自然環境保全課で調査させていただいていますところ、鴨川流域におきまして、二条大橋以南から、ちょうど桂川と合流している地点まで点在しているというのがこちらの調査結果でございます。ですので、おっしゃっていただいた上流の高野川のところに繁茂している状況はないと認識しているところでございます。

それから、もう1点ですけれども、七夕との日程の被りということで、七夕の日程は私、承知しておりませんが、恐らくそちらのほうは旧暦で考えておられるのかなと考えておりますので、約1か月ずれるものと認識しております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

ほかに何か御質問などはございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○藤井（正）

僕は鴨川府民会議のメンバーをやっているし、七条だったら家の近くだから、行かなまじいかなとか思っておったんですけど、こんな募集、どこでもしていない。僕、ここの会議でこれ、見たけど、七条とか五条の近所で別にこんな募集なんかしていないですよ。

○後藤（京都府府民環境部自然環境保全課長）

一般には今回募集を。

○藤井（正）

一般にはしていないですよ。

○後藤（京都府府民環境部自然環境保全課長）

はい。しておらずに、団体の方を通じて呼びかけているというところでございます。

○藤井（正）

それで、僕、行かなまじいかなと思ってたんやけど、ここに何か、体力に自信がある人とか書いていなかった？ ある方だけの参加とさせていただきますとか書いているし、うち、近所の公園とかを掃除していたら、途中で休憩があつて、缶コーヒーとかペットボトルとか、どっか用意してきたお菓子とかがあるんやけど、ここでは小まめに水分の補給をしてください、水分は各自で御用意くださいって、全く何も出んのですか。お茶も何も出

やんと、勝手に体力のある人だけ出えとかいうやつですか、これは。

○金田座長

今具体的にいろいろ御苦勞いただいている鴨川を美しくする会のほうから説明いただきます。

○杉江

一番初めのときは、実は一般公募いたしました。けども、2回目のときかな、コロナの関係で、やはり一般公募が難しいということで、鴨川を美しくする会の団体会員、個人は常に鴨川に入って掃除もしておりますので、ある程度慣れております。ということで、限定ということで、あと、地域の、今、七条、おっしゃいましたけども、四条通を美しくする会ってありますね。きれいにする会って。あっこのメンバーも実は来ていただいております、地域として。それと、イコール、今の駆除だけやなしに、やはりごみが結構あります。ですから、加茂川漁協とか、それから、ダイバーのスクール生とかいうメンバーが川に入って、ごみも清掃活動しておるという状態で、ただ、体力が要するというのは、やはり単なるごみを拾っているだけやなしに、オオバナミズキンバイは結構根が深いです。そこそこ力も要ります。そういう意味において、体力のある方と言うてらんであって、その辺のごみを拾っているような、やっておるのとでちょっと違うので、そういう意味で書いてあるので、当然こちらのほうは、医師も全部準備しておりますし、また、飲物も用意しております。ただ、個人差があって、それぞれが活動するに当たっては、飲物は持参してくださいということを書いているのであって、それこそ御近所の方であれば、また、どうしても行ってお手伝いしたいというのであれば、個人であれば、うちの会の個人会員に入っていたらまた御案内申し上げますので、よろしく申し上げます。

○藤井（正）

質問した手前、行かなあかんようになってしもたけど。

○杉江

大丈夫ですよ。

○金田座長

どうぞ、それは気になさらないでください。

○金田座長

ほかに何か御質問はございますか。

よろしかったら、その次の7番目です。鴨川四季の日について、御説明をお願いします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

お手元の資料7でございます。河川課、青木主幹が発表させていただきます。よろしく
お願いします。

○青木（京都府建設交通部河川課主幹）

よろしくお願いいいたします。座って説明させていただきます。

お手元資料7を御覧ください。

鴨川四季の日の実施結果と予定等についてということで見てまいります。

まず、春でございます。第48回鴨川茶店、こちらのほう4月9日土曜日、10日日曜日に
実施しております。

○金田座長

よろしいですか。

○青木（京都府建設交通部河川課主幹）

すいません。こちらのほう、鴨川の半木の道に茶店を設けまして、鴨川の名所として大
きく育ったベニシダレザクラを、府民、市民の方をはじめ、多くの人々に観賞いただきま
して、本日、メンバーとして参加いただいております二條様の煎茶道二條流や琴、尺八の
演奏などを実施し、河川美化の意識の高揚と美化運動の輪を広げていただくことを目的に
実施しました。

続きまして、2ページを御覧ください。

こちらは、情報発信としまして、府庁の2号館1階の展示ロビーに、5月21日土曜日に
実施の鴨川探検！再発見！第63弾「春の鴨川ウォーク 水辺の自然観察会」の御案内や鴨
川条例、鴨川での自転車の高速走行による注意、周知啓発等を行っております。

続きまして、5月21日に実施しました鴨川探検！再発見！としまして、水辺の観察会を
実施しております。こちらのほう、募集しましたところ、小学生、あと、保護者の方、そ
れぞれ22名、小学生の方は11名御参加いただきました。実施した感想等をいただきました
ところ、草花や虫の観察を通じて鴨川の姿を改めて確認ができたなどのお声をいただい
ております。

続いて、資料2ページ中ほどです。4月29日に実施予定をしておりました第1回目の鴨
川定例のクリーンハイクは大雨によりまして中止となっております。

3ページを御覧ください。

こちらが、1回目のクリーンハイクは中止になったんですけれども、6月5日日曜日に、五条大橋から丸太町橋の兩岸におきましてクリーンハイクを実施しております。参加者は292名、うち、団体は253名、個人39名となっております。そちらの活動状況の写真を添付いたしております。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

こちらに鴨川四季の日の秋の予定をお示ししております。鴨川に係る情報のロビー展示と、第3回の鴨川定例クリーンハイク、9月の分と、鴨川探検！再発見！の10月実施予定のもの、あと、第4回の鴨川クリーンハイク、こちら、11月の分を御紹介しております。

続いて、鴨川四季の日の冬でございます。こちらのほう、12月から2月の末まで、府庁のロビー展示ということで、こちら、また2号館の1階のところで展示をいたしております。最後に、鴨川探検！再発見！を2月に予定をしております。日程等が近くなりましたら御案内ということで考えております。

以上でございます。

○金田座長

ありがとうございます。

何か御質問があれば、よろしいでしょうか。

ちょうどというか、既に過ぎているんですが、4時までの予定で進めておりましたが、議事は一応大急ぎで終わりました。

その他、事務局のほうからお願いします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

その他の内容でございます。ご5月13日から5月20日、三条から四条大橋間の右岸の河川敷でのみの回収の記録の写真でございます。

あと、2ページめくっていただきまして、6月5日の鴨川定例クリーンハイクにおいて、高校生による除草と清掃活動を行ったという記録を載せさせていただいております。

あと、もう1枚おめくりいただきまして、写真展示会、鴨川に係るいろいろな情報、歴史の情報を含め、上京区役所で6月13日から6月24日まで開催しております。

今回実施されました鴨川定例クリーンハイク模様が、あした18日午前10時半から11時55分の中、KBS京都テレビ「キモイリ！」という番組の中で放送されます。

以上でございます。

最後に、鴨川納涼床協同組合さんの資料に関して、簡単に御説明をお願いいたします。

○田中（博）

すいません、それでは、時間も超過しておりますので、簡単にこの資料を説明させていただきますが、これは今日の議題にも何回も取り上げておられました三条のスロープの実証実験と併せて、今、この委員ではありませんけど、先斗町まちづくり協議会、それから先斗町のれん会などが、先斗町と先斗町公園というのがありまして、そこで同じような実証実験をしております。それについてのちょっとした報告と、それから、私ども、床の組合もこれに昨年より参加して、今後そういった実証実験の結果を踏まえながら、特に二条から五条間辺りの、これ、私どもの床の区域ではございますけれども、1つの商業地にあるこういった空間ということで、今後いろんな形のことを考えていこうということで、1つのメインは、先ほど三条のスロープのライトがどうやこうやという話も出ていましたけれども、やはり明るく、そういったきれいな環境をつくれば、ごみも減るんじゃないかといった1つの考え方と、それから、そこでいろんなイベントなども開かれておりますので、そういったものも続けていくことによって、美化意識も含めて、あの辺の利用を考えていこうということに対するちょっとした提案でございます。

これが今すぐできるかというのは甚だあれでございますので、これからまたいろいろ考えながらやっていくわけですが、一番最初の、特に申し上げたいのは、2022年6月17日鴨川府民会議と書いた資料の2ページ目の下のほうの赤い枠でくくっていますように、1番目はプランター以外の対応策の実証実験の実施以下、こういったものをいろいろとこれから積み重ねていって、このエリアの1つの方向を考えていこうと。大変あれなんですけど、我々、1つの商業団体でございますので、こういうところにお客さんが楽しんで来ていただけることも1つの目的でございます。だから、そういった面について、今度は、人が集まればごみが増えると、いろんな環境が破壊されるという御意見ももちろんあるというのは重々存じ上げておりますので、そういったこともこれから積み重ねながら、いろいろ御意見をいただきながら考えていきたいなというために、今日、提案をさせていただいたような次第でございます。

○金田座長

どうぞよろしく申し上げます。特に先斗町と鴨川は並行してありますので、切っても切れない状況だろうと思います。どうぞよろしくお願いたします。

鴨川につきまして、本当に課題が解決できるのはいつの頃か分かりませんが、引き続き府民会議でもいろいろと御議論いただきまして、本来の鴨川条例の趣旨に従いまし

て、その中の有益な意見をぜひとも京都府のほうで、あるいは京都市も含めましてですが、採用していただきまして、よりよい方向に進むことを期待したいと思います。

本日はどうも本当にありがとうございました。司会はもう事務局にお返しいたします。

○藤田（京都府建設交通部河川課参事）

金田座長、新川、川崎両副座長、ありがとうございました。メンバーの皆様、関係機関の皆様、本当にお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。また、熱心な御議論ありがとうございました。

この御意見等を踏まえまして、事業が前向きに進んでいけるよう検討していきたいと存じます。

なお、次回は令和4年9月7日、会場がルビノ京都堀川に戻りますので、その予定をしております。議題などは別途お知らせさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。

[午後 4時08分 閉会]